ISSB公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務
情報開示に関する全般的要求事項』」に関するアンケート

2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表した公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項』」（以下、S1基準案）について、当協会からISSBへ提出する意見書の参考にしますので、S1基準案の原文及び日本語仮訳[[1]](#footnote-1)並びに2022年5月20日に当協会が開催した勉強会「ISSB公開草案の概要」の資料（以下、勉強会資料）を基に、**Q1**～**Q16**について、アンケートへのご回答をお願いします。

各**Q**の後には、S1基準案の**質問番号**（日本語仮訳の11～22頁）及び勉強会資料の**頁番号**を示しました。

1. 事業会社等に属する方は、サステナビリティ報告の作成者の視点ではなく、利用者であるアナリスト・投資家の視点で回答してください。
2. **Q1**～**Q12**の回答選択肢(a)～(c)のうち、ご自分の考えに最も近い回答を1つだけ残し、残りの行は削除してください。
3. 必須ではありませんが、**Q1**～**Q12**については【理由】を記入してください。特に(b)と(c)を選択された方は、意見書作成に当たって重要な参考意見となりますので、できるだけ記入をお願いします。
4. **Q13**～**Q16**については【コメント】を記入してください。
5. 全ての**Q**に回答する必要はありませんが、**Q1**～**Q12**については、可能な限り回答選択肢(a)～(c)の回答をお願いします。

**アンケートのファイルは、以下の欄に氏名及び所属する会社・団体名をご記入の上、次のメールアドレスにお送りください。**

**これは集計作業を効率的に進めるためにご記入いただくものであり、個人の回答内容や【コメント】の記入者が特定できる様な情報の公開は一切行いません。**

**アンケート提出先：****kaikei@saa.or.jp**

**アンケート提出期限：2022年6月13日(月)**

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（ふりがな） | 　　　　　　（　　　　　） |
| 所属する会社・団体名 |  |

**はじめに**

近年、金融・投資の意思決定に当たって、財務報告によって提供される情報のみならず、サステナビリティ報告によって提供される情報の重要性が飛躍的に増しています。単一で高品質かつ国際的な会計基準であるIFRS会計基準が存在する財務報告の分野とは異なり、サステナビリティ報告では残念ながら、そのように広く受け入れられた単一で高品質な国際基準が存在していませんでした。

当協会は、高品質で一貫性と比較可能性を備えたグローバルなサステナビリティ開示基準に対して、アナリストや投資家の緊急の要望があることを主張してきました[[2]](#footnote-2)。

IFRS財団は、各界からのこの様な要望に応えるため、2021年11月にサステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立を公表しました。その後、サステナビリティ開示基準の検討を急ピッチで進め、2022年3月31日にISSBは最初の公開草案を公表しました。

グローバルなサステナビリティ開示基準に関するIFRS財団とISSBのリーダーシップは、世界の多くの利害関係者から強い支持を得ています。

当協会としては、このリーダーシップにより、財務報告とサステナビリティ報告を統合する形で、企業報告全般における情報及びその伝達のあり方における品質、一貫性、比較可能性の向上を図ることは、世界の資本市場のみならず国際社会、世界経済及び地球環境の持続性を高めるものと期待しています。

皆様におかれましては、サステナビリティ報告の利用者である投資家・アナリストの視点から、S1基準案のアンケートにご回答をお願いいたします。

**Q1：全体的なアプローチ・目的**

S1基準案は、以下の全体的なアプローチを取っています。

1. 一般目的財務報告の主要な利用者が企業価値を評価し、企業に資源を提供するかどうかの決定に有用なサステナビリティ関連財務情報の開示を目的として、全般的な要求事項を定めている。
2. 企業がさらされている重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して、重要性がある（material）情報を開示することを要求している。重要性（materiality）は、一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価するために必要な情報か否かで評価しなければならない。
3. S1基準案は、IFRS S2号「気候関連開示」［案］を含む他のIFRSサステナビリティ開示基準（注：**勉強会資料8頁**の「テーマ別要求事項」及び「産業別要求事項」）と組み合わせて適用する。
4. 具体的なIFRSサステナビリティ開示基準で扱われていなくても、企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてについて、重要性がある（material）情報を識別して開示することを要求している。

このようなS1基準案の全体的なアプローチ・目的は、妥当で明確だと思いますか。

**…質問1・2、勉強会資料7～9・13～14頁**

(a) 妥当で明確であると思う。

(b) 妥当ではない、明確ではないと思う。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q2：範囲**

S1基準案は、IFRS会計基準で一般目的財務諸表を作成する企業だけでなく、その法域において一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）で一般目的財務諸表を作成する企業にも適用できるとしています。

IFRS会計基準の適用企業でなくてもS1基準案を適用できるという提案に同意しますか。**…質問3**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q3：コア・コンテンツ**

S1基準案は、主要な利用者が企業価値を評価できるような情報を企業が開示することを提案し、TCFD提言を基礎に、①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標及び目標の4つをコア・コンテンツとしています。その上で、①～④それぞれの開示目的と開示要求を定めています（注：今後、気候関連以外のテーマ（生物多様性、人権等）の基準開発でも、この4つのコア・コンテンツが踏襲される）。

この4つのコア・コンテンツは、明確で適切だと思いますか。

**…質問4、勉強会資料8・13頁**

(a) 明確で適切だと思う。

(b) 明確ではない、適切ではないと思う。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q4：報告企業**

S1基準案では、報告企業に関して、以下の提案をしています。

1. サステナビリティ関連財務情報は、関連する一般目的財務諸表と同じ報告企業について提供する。
2. 企業のバリュー・チェーンにおける活動、相互作用及び関係、並びに資源の利用に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示する。
3. サステナビリティ関連財務開示が関連する財務諸表を識別できる様に開示する。

報告企業に関する提案に同意しますか。**…質問5、勉強会資料16・17頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q5：つながりのある情報**

S1基準案は、情報の相互のつながりを、一般目的財務報告の利用者が評価できるようにするため、以下の情報を提供することを要求しています。

1. サステナビリティ関連の各種リスク及び機会のつながり。
2. 当該情報が財務諸表における情報とどのように結びついているか。

情報のつながりに関する要求事項は明確で、適切だと思いますか。

**…質問6、勉強会資料17頁**

(a) 明確で適切だと思う。

(b) 明確ではない、適切ではないと思う。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q6：適正な表示**

S1基準案は、企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示するために、完全な1組のサステナビリティ関連財務開示を要求することを提案しています。企業はサステナビリティ関連のリスクと機会を識別するために、関連するIFRSサステナビリティ開示基準（「気候関連開示」等）に加えて、IFRSサステナビリティ開示基準が存在しない場合には、SASBスタンダード、CDSBフレームワーク適用ガイダンスや、利用者のニーズを満たす他の基準設定主体による公表文書や他の情報源なども考慮しなければならないとしています。

適正な表示に関する提案に同意しますか。**…質問7、勉強会資料15・17頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q7：重要性（materiality）**

S1基準案は、IASBの「一般目的財務報告の概念フレームワーク」及びIAS第1号の定義と整合するように、「その情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告の主要な利用者が、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告に基づいて行う意思決定に影響を与える（influence）と合理的に予想される場合には、重要性がある（material）」と定義し、重要性がある（material）情報だけを提供するために、以下の提案をしています。

1. 重要性があるサステナビリティ関連財務情報は、利用者の企業価値評価に影響を与えることが合理的に予想される要因について洞察を提供する。
2. 発生可能性は低いが結果の影響が大きいサステナビリティ開示のリスクと機会に関する情報が含められることもある。
3. 閾値の定めはなく、個社の状況に応じて判断が必要である（各報告日に再評価）。
4. 情報に重要性がない場合、当該情報の開示は不要である。

重要性に関する提案に同意しますか。**…質問8、勉強会資料17頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q8：報告の頻度**

S1基準案は、企業がサステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告することを要求し、サステナビリティ関連財務開示は財務諸表と同じ報告期間を対象とする提案をしています。

報告のタイミングと対象期間に関する提案に同意しますか。

**…質問9、勉強会資料18頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q9：情報の記載場所**

S1基準案は、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報の記載場所について、以下の提案をしています。

1. 一般目的財務報告の一部として開示する。
2. 規制当局による要求など他の要求の開示と同じ場所で開示できる。
3. 相互参照で含めることができる（参照先の情報を利用者が同じ条件で同一に入手可能である場合に限る）。

また、IFRSサステナビリティ開示基準が共通の情報項目の開示を要求する場合、不必要な繰り返しを避けなければならないと提案しています（例：ガバナンスの開示等）。

情報の記載場所に関する提案に同意しますか。**…質問10、勉強会資料18頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q10：比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉並びに誤謬**

S1基準案は、重要性のある過年度の誤謬について、IFRS会計基準のように見積りの変更を当期の開示の一部として報告するのではなく、実務上不可能な場合を除き、開示された過去の期間の比較情報の金額を修正再表示することを提案しています。

また、サステナビリティ関連財務開示に含まれる財務データ及び仮定は、可能な限り、企業の財務諸表で使用されている対応する財務データ及び仮定と整合的でなければならないとしています。

比較情報に関する提案に同意しますか。

財務データ及び仮定に関する提案に同意しますか。**…質問11、勉強会資料19頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q11：準拠表明**

S1基準案は、IFRSサステナビリティ開示基準への準拠を表明するためには、IFRSサステナビリティ開示基準の関連するすべての要求事項に準拠し、準拠している旨の明示的かつ無条件の記述を含めることを要求しています。

ただし、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報を開示することが、現地の法令によって禁止されている場合は、企業は当該情報を開示することが要求されませんが、この救済措置を利用する企業は、IFRSサステナビリティ開示基準の準拠を主張することを妨げられるものではないとしています。

準拠表明に関する提案に同意しますか。**…質問12、勉強会資料19頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q12：発効日**

S1基準案は、企業に対し、適用初年度において比較情報（前年度の情報）の開示を免除することを容認しています。この容認により、比較情報が要求された場合と比べて、早期の発効が可能となります。

適用初年度において比較情報の開示を免除する提案に同意しますか。

**…質問13、勉強会資料10頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q13：グローバル・ベースライン**

IFRSサステナビリティ開示基準は、異なる法域での適用を可能とするグローバル・ベースラインの位置付けであり、規制当局がより広いその他のステークホルダーのニーズに対応する基準を上乗せすること（EUを念頭）を可能としています。

IFRSサステナビリティ開示基準がこのような形で利用されることを制限すると考えられる特定の側面があれば、【コメント】欄に記入してください。**…質問14**

【コメント】

|  |
| --- |
|  |

**Q14：デジタル報告**

S1基準案には、デジタル報告に関する規定はありませんが、IFRSサステナビリティ開示タクソノミ及びデジタル報告の開発に向けた提案があれば、【コメント】欄に記入してください。**…質問15**

【コメント】

|  |
| --- |
|  |

**Q15：コスト、便益及び見込まれる影響**

ISSBは、S1基準案の提案の適用がコストと便益を適切にバランスさせることを約束しています。

これについてコメントがあれば、【コメント】欄に記入してください。**…質問16**

【コメント】

|  |
| --- |
|  |

**Q16：その他のコメント**

上記**Q1**～**Q15**に含まれないご意見のある方は、【コメント】欄に自由に書いてください。S1基準案のどの部分に関するご意見か分かる様に、S1基準案の質問番号、付録の名称等を明記してください。**…質問17**

【コメント】

|  |
| --- |
|  |

以上、ご協力ありがとうございました。

1. ISSB公開草案の原文、日本語仮訳及び解説動画は、FASF（公益財団法人財務会計基準機構） / ASBJ（企業会計基準委員会）の次のサイトを参照。

https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/exposure\_draft\_ssbj.html [↑](#footnote-ref-1)
2. サステナビリティ報告に関する日本証券アナリスト協会の意見書は、次のサイトを参照。

https://www.saa.or.jp/standards/sustainability/questionnaire/index.html [↑](#footnote-ref-2)